



令和3年度 しながわ文化プログラム推進事業助成
クリエイティブ・リンク&チャレンジ 2020
募集要項

平成30年度より品川区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、区民が文化芸術に親しむ機会をより充実させるために、各種事業の経費の一部を助成する「しながわ文化プログラム推進事業助成」を行ってきました。

本事業では、経費助成のほか、アドバイザーによる事業のアドバイスやWebサイトや事業パンフレットの作成などの全体広報の支援なども行っております。魅力的な事業の応募をお待ちしております。

	クリエイティブ・リンク2020	クリエイティブ・チャレンジ2020
補助割合	9/10	10/10
1件あたり補助額	上限300万円	上限80万円
採択件数の目安	4件程度	数件程度

※本募集は、令和3年度の予算成立を前提として実施するものであり、予算の成立状況によって、募集内容等が変更になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、内容が変更になる場合があります。

※本募集よりクリエイティブ・リンク2020とクリエイティブ・チャレンジ2020の両方を同時に申請することが可能となりました（ただし、採択はどちらかのみ）。詳しくは、「13. その他」を参照ください。

申請受付期間

令和3年1月18日（月）から2月15日（月）午後5時必着

※提出は郵送でのみ受け付けます。

※誤配、遅配等により申請期間内に提出書類が到達しなかった場合も、申請受理できませんので、簡易書留や宅配便などでの提出をお勧めします。

助成対象期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに終了する事業

オンライン説明会

本助成の応募に際してはオンライン説明会への参加を必須条件としております。

説明会は全2回開催致します。どちらか1回にご参加ください。

第1回説明会に参加される方は令和3年1月14日（木）正午まで、

第2回説明会に参加される方は令和3年2月3日（水）正午までに、

「<https://forms.gle/iDFXkUiDbZAxJByw6>」にアクセス頂きお申込みください。

※説明会の前日にご登録頂いた電子メールアドレスにオンライン説明会参加のためのURLをお送りします。

・日時 : 第1回 令和3年1月15日（金）午後6時～7時

第2回 令和3年2月4日（木）午後6時～7時

・場所 : zoomにて開催

交付決定時期

令和3年4月1日（木）発送（予定）

※採択・不採択に関わらず書面にてご連絡します。

お問い合わせおよび提出先

住所：〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所文化スポーツ振興部 文化観光課

電話：03-5742-6836

FAX：03-5742-6893

電子メール：bunka-kanko@city.shinagawa.tokyo.jp

※申請内容や採否に関するお問い合わせにはお答えできません。

1. 助成対象となる事業

以下の要件を満たした事業が助成対象となります。一次審査にてこれらの条件を満たしているかを判断し、いずれかの要件を満たしていない場合には、不採択となります。

※「クリエイティブ・リンク 2020」は①～⑨の全ての条件、「クリエイティブ・チャレンジ 2020」は①～⑧の全ての条件を満たす事業が対象となります。

- ① 品川区内で実施される文化芸術分野の事業であること。
- ② 令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに開催される事業であること。
- ③ 広く区民が多様な手法により参加可能な事業であること。
※公共の助成事業であることを考慮し、幅広い区民に対し文化芸術に触れる機会を提供するよう事業内容や参加料の設定、事業周知方法の工夫をしなければなりません。
- ④ 品川区の魅力発信に資する事業であること。
- ⑤ 本助成がなければ実現が難しい事業であること。
- ⑥ 具体的な目標設定が行われている事業であること。
※各事業の趣旨に沿った具体性・現実性のある目標設定を事前に行っていただく必要があります。
- ⑦ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運の醸成やレガシーに繋がる事業であること。
- ⑧ 運営の大部分が申請団体によって行われる事業であること。
※事業運営の多くを他の団体に委託を行う事業は対象となりません。
- ⑨ 「観光」、「福祉・コミュニティ形成」のいずれかを目的・テーマとした事業であること。
※品川区では、「繰り返し訪れて楽しいまち しながわ～日常の生活環境に着目した官民連携による都市型観光の推進～」をコンセプトに掲げ観光促進のための各種取組を行っております。文化芸術は観光とも密接な関係にあり、本助成では文化芸術を通して「観光」を促進する取組みを採択します。品川区の取組みに関しては、「品川区都市型観光プラン」
(<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/sangyo/sangyo-kanko/hpg000028289.html>) をご参考ください。
※「福祉・コミュニティ形成」において、文化芸術の持つへの効果も注目されております。品川区では、他の特別区と同様に少子高齢化、核家族化などが進行しており、本助成では文化芸術を通して「福祉・コミュニティ形成」（「健康増進」、「心のケア」、「治安の改善」、「エリアの賑わいの創出」、「（性年代、居住エリア、職業・所得層、国籍、障害の有無等の垣根を超えた）人々のつながり・絆の強化」）を促進する取組みを採択します。

2. 助成対象とならない事業

以下のいずれかの条件にあてはまる事業は助成対象とはなりません。一次審査にてこれらの条件にあてはまると判断された場合には、不採択となります。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 宗教的または政治的な宣伝・主張を目的とする事業
- ③ 法令および公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受けるおそれのある事業
- ④ 安全性が担保されてない、安全性が不安視される事業
- ⑤ 慈善事業への寄付を主な目的とする事業
- ⑥ 連盟等の統括団体による事業で、成果の還元先が特定の参画団体に限られる事業
- ⑦ 特定の企業名などをタイトルに付す事業（いわゆる「冠公演」等）、すでに企画制作されたパッケージ事業（いわゆる「買い公演」、「招聘公演」等）
- ⑧ 品川区または品川区が出資する法人等の制度による補助または助成等を受ける事業
- ⑨ 複数日程で行う事業の集合体（ただし、一つの事業を核とした、練習やワークショップ等を別日に行う事業はこれにあてはまらない。）

※本事業では、多くの区民が様々な手法により参加できるとともに発信力を持つ事業を想定しており、少人数で複数回にわたって行われる事業は対象となりません。

3. 助成対象となる団体

以下のすべての条件を満たしている団体が助成対象となります。

- ① 法人格を有する団体、法人格を持つ団体を中核とする実行委員会
※ただし、「クリエイティブ・チャレンジ 2020」では、一定の活動実績が認められる任意団体（町会・自治会、商店街、文化芸術団体等）も対象とします。
- ② 定款、規約またはこれらに類するものを有するとともに、執行組織および会計組織が確立し、事業遂行能力が十分あること。
- ③ 反社会的勢力との関係がないこと。
- ④ 政治活動または宗教活動を目的としていないこと。

4. 助成対象経費

原則として、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに支払いの発生した、「出演料・演出料・講演料」、「会場費」、「舞台費・会場設営費」、「広告宣伝費」、「印刷費」を対象として助成を行います。

5. 助成対象外経費

以下の経費は助成の対象となりません。

- ① 申請団体の人件費や事務所の維持費・管理運営費
- ② 申請団体の財産となるものの購入費
- ③ 自ら設置または管理する会場施設等で行う場合の会場費
- ④ 行政機関・金融機関に支払う手数料
- ⑤ 催事保険等の各種保険、印紙代等租税公課、金券等購入費
- ⑥ 飲食費や交際費・接待費、打ち上げ費
- ⑦ 参加者への記念品代
- ⑧ 「事業進捗報告会への参加・報告」、「品川区への事業進捗状況の報告」に係る資料の印刷費
- ⑨ その他、区が対象経費として適当でないと認める経費

6. 助成金交付額

1) 「クリエイティブ・リンク 2020」

- ・ 総助成対象経費の10分の9を助成（1千円未満の端数は切り捨て）。
- ・ 上限300万円

2) 「クリエイティブ・チャレンジ 2020」

- ・ 総助成対象経費の10分の10を助成（1千円未満の端数は切り捨て）。
- ・ 上限80万円

※採択後、必要な手続きを行い、助成予定額をお支払いします。事業終了後に、事業報告書および収支報告書をもとに助成額を確定し、精算を行います。

※採択の際に示す助成予定額は、当助成の予算額や後述「8. 審査基準」等を総合的に勘案し算定します。そのためご希望の額に満たない場合があります。

※事業終了後、精算の際には当初決定した助成予定額（①）、確定後の総助成対象経費の10分の9または10分の10（②）、総助成対象経費から総収入を引いた金額（③）のうち一番低い金額を助成確定額とします。

7. 提出書類

次のものを期日まで郵送にてご提出ください。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① しながわ文化プログラム推進事業助成金交付申請書（第1号様式） | …1部 |
| ② 事業計画書（第2号様式） | …1部 |
| ③ 事業収支計画書（第3号様式） | …1部 |
| ④ 誓約書（第4号様式） | |
| ⑤ 申請団体の定款またはこれに類する規約等（様式任意） | …1部 |
| ⑥ 申請団体の概要が分かる資料（提出任意） | …1部 |
| ⑦ 上記、②～④の電子データ格納した電子ファイル（CD、DVD等） | …1部 |

※指定の様式は品川区ホームページからダウンロードしてください。

※誤読防止のため指定の様式には電子データで入力してください（手書きは禁止）。

※提出いただいた書類等は返却いたしませんので、必ず控えを取っておいてください。

※「③事業計画書」、「④事業収支計画書」については、カラーもしくは白黒で片面にて印刷し、製本、ステープラーなどによらない、着脱可能なクリップ等でまとめてください。

※提出は郵送でのみ受け付けます。

※誤配、遅配等により申請期間内に提出書類が到達しなかった場合も、申請受理できませんので、簡易書留や宅配便などでの提出をお勧めします。

※「⑦上記、②～④の電子データ格納した電子ファイル（Word、Excel等）」は bunka-kanko@city.shinagawa.tokyo.jp への電子データ送付をもって代えていただくことも可能です（ただし、①～⑥の印刷物の郵送は必要です。郵送物の到着をもって申請受付とさせていただきます）。

※上記以外の書類の提出は受け付けません。

※提出後の書類の差し替えは一切認めません。

8. 審査基準

審査にあたっては、「クリエイティブ・リンク 2020」では下記の①～⑥について、「クリエイティブ・チャレンジ 2020」では下記の①～⑤について評価を行い、その結果をもとに採択を判断します。

- ① 整合性
 - ・ 品川区を舞台に行う必要がある内容となっているか。
 - ・ 公的支援を基に行う必要がある内容となっているか。
 - ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成やレガシーに繋がる内容となっているか。
- ② 実現性
 - ・ 団体の実績や財務状況と照らし合わせ内容が実現可能なものであるか。
 - ・ 内容及びスケジュールが具体的・現実的に計画されているか。
 - ・ 事業実施上のリスクなど様々な可能性について配慮されているか。
- ③ 集客力
 - ・ 広く区民が参加できるような工夫がなされているか。
 - ・ 文化芸術の新たな鑑賞者・参加者を取り込むための工夫がなされているか。
- ④ 発信力
 - ・ 品川区の魅力発信が効果的に実現される内容となっているか。
- ⑤ 経費の妥当性・効率性
 - ・ 必要経費についてわかりやすく記載・説明されているか。
 - ・ 内容を実現する上で妥当な適切が計上されているか。
 - ・ 経費の面から事業を効率的に運用する工夫が盛り込まれているか。
- ⑥ 他分野との連携
 - ・ 「観光」、「福祉・コミュニティ形成」のいずれかのテーマについて文化芸術とその他の分野の垣根を超えた体制構築・提案がなされているか。
 - ・ 「観光」、「福祉・コミュニティ形成」のいずれかのテーマについて創造的な解決・取り組み方法が盛り込まれているか。

10. 助成の交付決定の取り消し・助成額の減額

以下の条件に当てはまるものが認められた事業に関しては、助成の交付決定の後であっても、交付決定の取り消し、助成額の減額を行うことがあります。

交付決定の取り消し、助成額の減額は、審査委員会にて協議を行い、半数以上の委員がその必要性を認めた場合に行います。なお、審査委員会での協議の前には採択団体にその旨を事前にご連絡致します。

- ① 助成金交付決定後に申請者や事業内容、収支計画に不実の記載、または重大な変更が生じていると認められた場合
- ② 経費の虚偽申告や実績報告内容などに事実と相違していることが明らかとなった場合
- ③ 「助成対象となる事業」の条件を満たしていない、「助成対象とならない事業」の条件にあてはまることになった場合
- ④ 「助成対象となる団体」の条件を満たしていないことが明らかになった場合
- ⑤ 法令に違反した場合（もしくは、違反する可能性が高いと考えられる場合）
- ⑥ **事業の安全性への対処が不十分であると思われる場合**
※新型コロナウイルスの感染拡大に向けた対処が不十分であると思われる場合も含まれます。
- ⑦ 事前に行った目標設定に対して、結果・成果が著しく下回ったもの
（もしくは、下回ることが予想されるもの）
- ⑧ 「助成対象となった場合の義務」を遵守しない場合
※各事業が「11. 助成対象となった場合の義務」につき品川区やアドバイザーの指摘にも関わらず改善が見られない場合に厳正に判断します。

1.1. 助成対象となった場合の義務

採択され助成対象となった場合、以下の義務が生じます。採択団体がこれらの義務を守っていないと判断された場合には、助成の交付決定の後であっても、交付決定の取り消し、助成額の減額を行うことがありますので、申請前に必ずご確認ください。

なお、クリエイティブ・リンクは①～④の全ての項目、クリエイティブ・チャレンジは①～②、④～④が義務となります。

① 採択結果・活動内容の公表への協力

助成対象団体の名称、事業の概要、交付決定額等の情報を公表します。

② 品川区への準備状況の報告

助成対象団体には、適宜（少なくとも月に1回）、事業の準備状況を品川区に報告頂きます（原則、電子メールでのやり取り）。報告にあたっては、「事業計画書（第2号様式）」、「事業収支計画書（第3号様式）」を利用頂きます。

③ 事業進捗報告会への参加・報告

助成対象団体には、申請事業の進捗を確認するための事業進捗報告会（アドバイザー5名及び品川区からなる会議。2～3ヶ月に1回程度開催予定）に参加いただけます。

参加にあたっては、品川区が指定する資料を指定部数印刷し、お持ちください。

※資料印刷費は本団体の負担となります（本助成の対象経費に計上できません）。

※本報告会には申請事業に記載頂いたプロデューサー（本事業の企画・運営を主導的に行う方）に必ず出席・同席いただきます。

※なお、令和2年度事業におけるアドバイザーは以下のとおりです（令和3年度は未定）。

【全体アドバイザー】

・綿江彰禪氏（一般社団法人芸術と創造 代表）

【事業アドバイザー】

・小野木豊昭氏（有限会社古典空間 代表、伝統芸能プロデューサー）

・松田朋春氏（グッドアイデア株式会社 代表、株式会社ワコールアートセンター/スパイラルシニアプランナー）

・鈴木順子氏（東京芸術劇場 事業企画課長/コンサートホール・ジェネラルマネージャー）

【広報アドバイザー】

・市川靖子氏（株式会社いろいろ代表、PRコーディネーター）

④ 品川区及びアドバイザーの指摘の積極的な反映

品川区への準備状況の報告、事業進捗報告会の際に品川区及びアドバイザーから行われた指摘に関しては、積極的に事業の計画・進め方に反映を行って頂きます。反映が難しい場合は、その理由の説明を行っていただく必要があります。

⑤ 品川区クリエイティブ・リンク&チャレンジ 2020 セミナーシリーズへの参加

助成対象団体を対象としたセミナーシリーズを開催します（令和3年度は5回程度の開催を予定しております）。原則、各回ともに各団体1名以上に参加頂きます（参加いただけない場合、事前に理由とともに報告頂きます）。

なお、2019・2020年度の実施テーマは以下のとおりです。

- ・魅力的な事業広報のあり方
- ・国内外の地域活性型芸術祭の動向
- ・文化芸術を通じた地域活性化のあり方
- ・品川区の歴史と文化を知ろう～江戸時代の村と町、人、生活を中心に～
- ・国・自治体による文化芸術団体支援の潮流
- ・事業実施における新型コロナ対策～「東京芸術劇場の取り組み」を例に～
- ・文化イベント開催に向けた各種準備のポイント
- ・文化芸術団体にとっての事業評価の考え方と実践方法

⑥ 事業現地視察への協力

品川区職員、アドバイザー等が事業現地視察をさせていただく場合があります。その際には必要に応じて席の確保（鑑賞型事業の場合）、事業の案内等をお願いします。

⑦ 品川区文化芸術振興協議会及び関連する会合への参加・協力

品川区では区内で活動する文化芸術団体等が情報共有・課題検討を行う場である品川区文化芸術振興協議会を開催しています（年2回程度）。助成対象団体は本協議会や協議会に関連する会合に参加いただく場合がありますので、その際には参加・協力をお願いします。

⑧ 「品川区クリエイティブ・リンク&チャレンジ 2020」に係るセミナー等での発表

「品川区クリエイティブ・リンク&チャレンジ 2020」の事業内容・成果を発表するためのセミナー等を実施する可能性があります。その際に、依頼を受けた助成対象団体は、品川区の指定のテーマについてプレゼンテーションいただく可能性がありますので参加・協力をお願いします。

⑨ 事業プログラム・Webサイトの作成への協力

助成対象事業全体が掲載される事業プログラムの発行、Webサイトの作成を行います。広報アドバイザー及び品川区より必要な情報（事業の説明のテキスト、写真等）の依頼がありますので協力をお願いします。

⑩ 名義およびしながわ文化プログラムロゴマークの表示

採択事業のチラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイトに品川区の助成名義およびロゴマークを表示してください。なお、表示のない広報に要した経費については、助成対象経費となりません。

また、広報を開始する前に、必ず区の担当者による確認を受けてください。

⑪ 事業運営マニュアルの作成

助成対象事業では事業運営マニュアル（実施運営体制、準備スケジュール、当日の運営スケジュール、プログラムの詳細、会場図面、スタッフの役割分担、トラブル発生時の対応などが記載されたもの）を作成頂きます。事業の実施1ヶ月前と2週間前には事業運営マニュアルのその時点のドラフト版を、実施1週間前には確定版を品川区に提出してください。また、内容につきアドバイザー及び品川区から指摘があった場合、積極的に反映してください。

- ⑫ 来場者・参加者アンケートの作成、配布・回収、集計・分析
助成対象事業では来場者・参加者アンケートを作成し、できるだけ多くの方々に配布・回収を行って頂きます。
また、集計・分析を行って頂いたうえで品川区に報告を頂きます。
- ⑬ 助成対象活動の経理および関係書類の保管
助成事業者は助成交付金に関する一連の通知、関係書類、支払関係書類（領収書や契約書等）を助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください。
- ⑭ 安全への配慮
事業実施にあたっては安全に配慮してください。また、事故等が発生した場合は速やかに現状を報告してください。

12. 事業報告および収支報告

事業終了後1か月以内に、実績報告書、事業内容のわかる資料（写真、チラシ、ポスター、パンフレット、アンケート結果、その他必要に応じ提供を求められた資料）、収支報告書を提出していただきます。

収支報告にあたっては、領収書の原本や写しを提出していただきます。これらの証票の提出にあたっては次の点にご注意ください。

- ・領収書に記載の名称は申請者名と一致させること。
- ・日付、宛名、押印、ただし書きなど経理書類として必要な事項に漏れがないこと。

13. その他

- ① 助成金の採択は一団体につき同一年度内1件までです。
- ② 同一団体によるクリエイティブ・リンク2020とクリエイティブ・チャレンジ2020の両方の申請は可能ですが、申請時にどちらを優先的に採択されたいかを記入欄で選択してください。
- ③ 採否や申請内容に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ④ 申請書等に記載された個人情報は品川区の個人情報保護に関する規定に則り、適正に管理します。